

令和8年2月26日

出雲駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入場所	納期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
2	産業廃棄物等収集運搬・処分(需品)	出雲駐屯地	令和8年4月1日～令和9年3月31日	8. 2. 26	8. 3. 12 10:00	8. 3. 12 10:00		単価決定
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒693-0052
住所 島根県出雲市松寄下町1142-1
契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 契約班(担当)中村
電話番号 0853-21-1045(内線)347
FAX 0853-29-5975

4 仕様書の問合せ先
〒693-0052
住所 島根県出雲市松寄下町1142-1
契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地業務隊補給科(担当)岡崎
電話番号 0853-21-1045(内線)322

見 積 書

件名リストー連番号	2
-----------	---

金額 ¥ _____ (消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単 位	予定数量	単 価	金 額
産業廃棄物等収集運搬・ 処分(需品)	仕様書のとおり	m3	88		
	以下余白				
納 入 場 所	出雲駐屯地	納 期	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間	令和8年3月12日		

上記の公示に対して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

令和8年3月12日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者

連絡先

市場価格調査書

(FAX・メール可)

件名リストー連番号	2
-----------	---

金額 ¥ _____ (消費税及び地方税を含まない。)

件名	規格	単位	予定数量	単価	金額
産業廃棄物等収集運搬・ 処分(需品)	仕様書のとおり	m3	88		
	以下余白				
納入場所	出雲駐屯地	納期	令和8年4月1日～令和9年3月31日		

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

仕 様 書		
産業廃棄物等収集運搬・処分（需品）	仕 様 書 番 号	2
	調 達 要 求 番 号	6RLZ1CH003
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 13 日
	作 成 部 隊	出雲駐屯地業務隊補給科

1 役務名

この仕様書は、産業廃棄物等収集運搬・処分（需品）について規定する。

2 場 所

島根県出雲市松寄下町1142-1 出雲駐屯地

3 期 間

引渡し日は、契約日から令和9年3月12日までとし、産業廃棄物管理票（B2票・D票・E票）の提出は、引渡し日から令和9年3月31日までとする。

4 品目及び数量

品 目 （ 規 格 ）	単 位	数 量
混合廃棄物	m ³	88
合 計	m ³	88

5 役務内容

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき駐屯地内に集積予定の上記品目を収集、積載、運搬及び処分する。
- (2) 駐屯地内にコンテナを設置し、産業廃棄物の運搬から最終処分を行う。
- (3) 設置コンテナ：8 m³
- (4) 部隊施設等に対し支障を及ぼさないように必要な措置を実施し、不注意により支障を及ぼした場合には速やかに原状復帰すること。
- (5) 設置場所は基本的に配置図のとおりだが、細部設置場所はその都度官側と調整のうえ決めること。
- (6) コンテナを設置、回収する日時は毎回官側との調整のうえ決めること。
- (7) コンテナを回収するごとに産業廃棄物管理票（A票、B2票、D票、E票）を提出すること。
- (8) 処分終了後、全ての提出書類の提出をもって役務完了とする。

6 提出書類

- (1) 契約後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物処分業許可証（写） 1部
 - イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（写） 1部

- (2) 廃棄物引き渡し後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物管理票（A票）
 - イ 上記の他、官側が指示した書類
- (3) 最終処分終了後
 - 産業廃棄物管理票（B 2票・D票・E票）

7 仕様書に関する疑義等

受託者は、この仕様書に疑義を生じた場合及び不明な点がある場合には、官側と協議の上実施するものとする。

